

環境影響評価（環境アセスメント）に係るお知らせ

平成16年5月6日

川崎市環境影響評価に関する条例（平成11年川崎市条例第48号）第22条第2項の規定に基づき、（仮称）中丸子 街区住宅開発計画に係る条例見解書の写しの縦覧を次のとおり行います。

なお、条例見解書とは、条例環境影響評価準備書に係る市民意見に対する指定開発行為者の見解を示したものです。

1 指定開発行為者

神奈川県横浜市西区北幸2丁目10番36号
株式会社リクルートコスモス 横浜支社
支社長 宮前 佳弘

2 指定開発行為の名称及び種類

（1）名称

（仮称）中丸子 街区住宅開発計画

（2）種類

都市計画法第4条第12項に規定する開発行為（第3種行為）

高層建築物の新設（第1種行為）

住宅団地の新設（第1種行為）

大規模建築物の新設（第1種行為）

3 指定開発行為を実施する区域

川崎市中原区中丸子字新宿耕地13-10他

4 指定開発行為の目的及び内容

（1）目的

共同住宅の建設及び公共施設の整備

（2）内容

ア 開発区域面積：約28,520㎡

（住宅部分：約19,300㎡、公共施設部分：約9,220㎡）

イ 住宅部分

（ア）計画敷地面積：約19,300㎡

（イ）主要用途：住宅・生活支援施設

（ウ）構造：鉄筋コンクリート造

（エ）延床面積：約132,000㎡

（オ）容積率：約500%

（カ）建築面積：約4,500㎡

（キ）建ぺい率：約23%

(ク)階数(建物高さ):地上47階、地下2階(約160m)

(ケ)住宅戸数:1,100戸

(コ)計画人口:3,374人

(サ)駐車台数:約780台

(シ)駐輪台数:約1,200台

ウ 公共施設部分

(ア)公園:約3,030m²

(イ)道路:約6,190m²

公共施設については、隣接事業と共同整備する計画。

5 指定開発行為の施行期間

平成16年9月～平成19年8月

6 条例見解書の写しの縦覧期間、場所及び時間

(1) 期間

平成16年5月6日(木)から平成16年6月4日(金)まで

(2) 場所

川崎市:幸区役所、幸区役所日吉出張所、中原区役所、高津区役所、高津区役所橋出張所、宮前区役所、宮前区役所向丘出張所、多摩区役所及び本庁(環境局環境評価室)

横浜市:港北区役所、保土ヶ谷区役所、神奈川区役所及び横浜市役所(環境保全局環境影響審査課)

大田区:田園調布特別出張所、嶺町特別出張所、矢口特別出張所、蒲田西特別出張所及び大田区役所(環境保全課環境対策係)

世田谷区:北沢総合支所、玉川総合支所、世田谷総合支所及び世田谷区役所(環境総合対策室環境課環境指導係)

(3) 時間

午前8時30分から午後5時まで

(横浜市は午前8時45分から午後5時15分まで)

(世田谷区は午前9時30分から午後4時30分まで)

ただし、土曜日、日曜日等閉庁日は除きます。

7 条例公聴会の開催について

条例準備書関係住民及び指定開発行為者は、縦覧期間内に条例準備書等に関する公聴会の開催を市長に申し出ることができます。公聴会の開催の申出があった場合で、市長が必要と認めるときは公聴会を開催します。

なお、申出用紙は上記縦覧場所に用意してあります。

条例公聴会開催申出書の提出期限:平成16年6月4日(金)まで

(郵送の場合は6月4日消印有効)